多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和5年9月12日

北秋田市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第８条第４項の規定において準用する同法第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第８条第４項の規定において準用する同法第７条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				北秋田市鷹巣広域	無	R1年度 ～ R5年度	北秋田市鷹巣地域保全組織	変更内容：対象農用地面積の変更
○				北秋田市緑ヶ丘	無	R4年度 ～ R8年度	緑ヶ丘地区農地・水保全組合	変更内容：対象農用地面積の変更
						～		
						～		
						～		
						～		
						～		
						～		
						～		
						～		
						～		
						～		
						～		
						～		
						～		